

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金交付要綱

〔令和 8 年 3 月 1 9 日〕
〔要 綱 第 4 2 号〕

改正 令和 8 年 6 月 1 2 日要綱第 7 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内宿泊施設の設置者が実施する利便性と快適性の向上を図るための魅力アップ改修事業に対し、予算の範囲内において、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市への宿泊観光客の増加及びリピーター獲得を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）を除く。

- (1) 市内に宿泊施設（旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）に基づく旅館業のうち、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けて、3 年以上継続して営業している施設をいう。以下同じ。）を自ら所有し、又は賃貸するもの
- (2) 八幡浜市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 7 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等でない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、宿泊施設の魅力アップを図ることを目的として、市内において実施する事業であって、かつ、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 高齢者又は障がい者のためのバリアフリー化、トイレの洋式化、外国人観光客に配慮した施設整備、ベッド・いす等の備品の購入、内装リフォーム工事等であること。
- (2) 宿泊施設の所有者若しくは従業員の居住区画若しくは事務所スペースに係る増改築又は宿泊施設の用地取得若しくは造成に係る事業でないこと。

(3) 工事請負契約にあっては、契約の相手方が市内事業者（市内に居住し、かつ、主たる事業拠点を市内に有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。）であること。

(4) その他市長が適当であると認める事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度による補助金、助成金その他の金銭の交付を受けている事業は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、補助対象経費の総額が20万円に満たないものは補助対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、旅館業営業許可証（当該許可証に宿泊定員数の記載がない場合は、旅館業許可申請書の副本その他客観的に定員が確認できる公的な書類）に記載される宿泊定員数に10万円を乗じて得た額を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1者につき、前項に規定する上限額に達するまで受けることができる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書

(3) 旅館業営業許可証の写し

(4) 工事又は備品購入の見積書の写し

(5) 宿泊施設の外観及び改修・備品設置予定場所の現況写真

(6) 直近の確定申告書の写しその他継続して営業していることが確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

（変更、中止及び廃止）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、前項の申請書に、変更内容が確認できる書類及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し
- (3) 補助事業の実施状況が分かる写真（施工箇所等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費

税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金額確定通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する確定通知書を受けたものは、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付する。

（指導監督）

第13条 市長は、補助事業者が実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（財産の管理）

第14条 補助事業により取得し、又は効果が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月12日要綱第74号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた補助金の交付の申請について適用し、施行日前にされた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
宿泊客の利便性や快適性向上に係るもの	(1) 館内及び客室内におけるWi-Fi環境の整備に係る経費 (2) 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の点字対応、音声案内などのユニバーサルデザイン化に係る経費 (3) キャッシュレス決済端末の導入に係る経費 (4) 自転車、電動キックボード、マイクロモビリティ等の貸出し、返却のための設備整備に係る経費
デジタル技術を活用した生産性向上や業務効率化に係るもの	(1) 宿泊予約システム、ホテル管理システム等の導入に係る経費 (2) チャットボット、24時間AIコンシェルジュ等の導入に係る経費 (3) 受付、案内、清掃、運搬等のロボットの導入に係る経費 (4) セルフチェックイン、セルフチェックアウト機、自動精算機の設置に係る経費
インバウンド受入対応に係るもの	(1) 客室、食事処、浴場等のユニバーサル化に係る経費 (2) 和式トイレの洋式化、洋式トイレの増設又は機能向上に係る経費 (3) 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応に係る経費 (4) パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応に係る経費 (5) タブレット端末等の多言語補助機器の導入に係る経費 (6) 館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備に係る経費 (7) パスポートリーダーの導入に係る経費

災害時対応に係るもの	(1) 災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語、視覚化対応に係る経費 (2) 災害情報等伝達設備、機器の導入に係る経費 (3) 非常用電源装置、情報端末への電源供給機器の導入に係る経費
付加価値向上に係るもの	(1) コンセプトルームの整備に係る経費 (2) サウナ施設の整備に係る経費 (3) 大浴場の整備に係る経費 (4) ペットと一緒に宿泊するための環境整備に係る経費 (5) サイクリストの宿泊に対応するための経費
宿泊施設の魅力アップに係るもの	(1) 屋根、壁面等の外観改修に係る経費 (2) 天井、壁紙などの内装改修に係る経費 (3) 庭園、外構の改修に係る経費 (4) 洗面、浴室等水回りの改修に係る経費 (5) 畳、障子等の張替えに係る経費 (6) 照明器具、空調設備、消防設備等の新設、改修に係る経費
その他	市長が適当と認める経費

(注) 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業
補助金交付申請書

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金の交付を受けたいので、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の内容	
補助事業に要する経費 (税 込 み)	円
補 助 対 象 経 費 (税 抜 き)	円
補 助 金 の 交 付 を 受 け よ う と す る 額	円

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書
- (3) 旅館業営業許可証の写し
- (4) 工事又は備品購入の見積書の写し
- (5) 宿泊施設の外観及び改修・備品設置予定場所の現況写真
- (6) 直近の確定申告書の写しその他継続して営業していることが確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（裏面に続く）

誓約・同意書

※全ての項目を確認し、□にチェック（✓）の上、自署又は記名押印してください。

- 補助事業完了後、申請した宿泊施設の営業を10年以上継続することを誓約します。
- 八幡浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等には該当しません。
- この申請書及び関係資料の内容については、事実と相違ありません。
- この補助金交付の審査等のため、市長が必要と判断した場合は、市が保有する個人情報（市税の納税状況及び住民基本台帳）を閲覧又は確認することについて同意します。
- 虚偽の申請その他不正の行為によって交付を受けた補助金について、市から返還の求めがあったときは、遅滞なく返還します。

申請者氏名（自署又は記名押印） _____

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 事業者の概要

法人・屋号名等	
代表者名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

2 事業概要

事業の（予定）場所	
補助事業の（予定）日	年 月 日
補助事業内容	<p>宿泊施設の魅力アップ向上に向けた具体的取組内容 （注：具体的な目標及びその具体的な達成手段、工事内容、機械装置等の型番、システムの導入時期等についての詳細なスケジュールを記載してください。）</p>

3 資金計画

【必要な資金】

(単位：千円)

資金内容	金額
合 計	

【調達資金】

(単位：千円)

調達方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金	
その他借入金	
補助金	
合 計	

収支予算書

1 収入

(単位：円)

科目	予算額	内訳
自己資金		
借入金		
市補助金		
その他		
合 計		

2 支出

(単位：円)

科目	予算額	補助事業経費 (税込み) (A)	補助対象経費 (税抜き) (A) ÷ 1.1	内訳
設備装置等購入 費				
工事費				
その他				
合 計				

様

八幡浜市長

印

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業
補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金については、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付決定（不交付）となりましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額	
2 補助対象法人・屋号名	
3 補助対象事業内容	
4 交付条件	<ul style="list-style-type: none">・上記事項に変更が生じた場合は、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出すること。・交付申請書及び添付書類に記載する事項等について、虚偽の記載等が後日判明した場合は、交付決定を取り消すことがあります。

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更・中止・廃止）の理由

2 補助交付変更申請額（変更の場合）

既交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
差引増減額	金	円

3 中止の期間（廃止の時期）（中止又は廃止の場合）

添付書類

- (1) 変更の内容が確認できる書類又は写し（変更の場合）
- (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

八幡浜市長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業
実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業の事業実績について下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

補助対象経費	
補助金交付決定額	
事業の場所	
補助事業の開始日	
補助事業の事業内容	宿泊施設の魅力アップ向上に向けた具体的取組内容 (具体的な目標及びその具体的な達成手段、工事内容、機械装置等の型番、システムの導入時期等についての詳細なスケジュールを記載してください。)

2 収支決算

【収 入】

(単位：円)

科目	決算額	内訳
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

【支 出】

(単位：円)

科目	決算額	補助事業経費 (税込み) (A)	補助対象経費 (税抜き) (A) ÷ 1.1	内訳
設備装置等購 入費				
工事費				
その他				
合 計				

(添付書類)

- (1) 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し
- (2) 補助事業の実施状況が分かる写真（施工箇所等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった八幡浜市宿泊
施設魅力アップ改修事業補助金について、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業
補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
¥ _____
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
¥ _____
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
¥ _____
- 4 補助金返還相当額（3－2）
¥ _____

（注） 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業
補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった事業については、八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金

請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知のあった八幡浜市宿泊施設魅力アップ改修事業補助金について下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	フがナ
口座種別	普通・当座
口座番号	

